

# PTA総合補償制度 ご加入のご案内

## PTA総合補償制度とは

PTA総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」をめざし、単位PTAあるいは会員校の園児・児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるさまざまな事故について、総合的に補償します。

## 傷 害（PTA団体傷害保険）

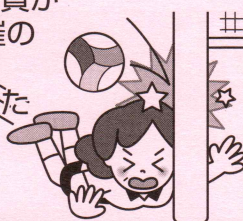
### 園児・児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



### PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



### PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



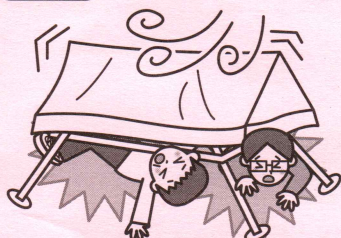
被保険者（保険の対象となる方）

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する園児・児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事（※1）への参加が事前にPTAより認められている方

（※1）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

## 賠 償（PTA賠償責任保険）

### 対人 来賓にケガをさせた



### 対物 他人の財物を壊した



### 保管物

学校から借りたものを壊した



## ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご一読ください。

特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

# PTA総合補償制度はPTA活動中の園児・児童・生徒・保護者

## 〈PTA団体傷害保険〉

	補償の内容	補償例	補償の範囲	
傷害(ケガ)の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。</li> <li>PTA行事への往復途上も対象となります。</li> <li>細菌性食中毒も補償の対象となります。</li> <li>日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金:50,000円</li> <li>保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして24日間通院。 支払保険金:72,000円</li> </ul>	PTA行事参加中の事故	死亡保険
				後遺障害 (障害の程度)
				入院保険 (180日限度)
				手術保険 (1事故につき手術の際の)
				通院保険 (90日限度)
<b>制度掛金</b> (1世帯あたり)				

## 〈PTA賠償責任保険〉

	補償の内容	補償例	補償の範囲	
賠償責任補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>PTAが企画・立案し主催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</li> <li>PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 (PTA行事への往復途上は対象外です。)</li> </ul>	PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)	PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任	5
				文
				保
<b>制度掛金</b> (園児・児童・生徒1人あたり)				

### 保 険 期 間

**2019年7月1日 午前0時より**  
**2020年7月1日 午後4時まで**

**お手続き** 加入申込書および制度掛金の納付は**6月20日(木)必着**でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

補償の内容の詳細は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

# 教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

保険金額	お支払いできない主な場合
<b>785万円</b>	①保険契約者、被保険者または保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク(原付自転車含む。)等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除く。) ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、革命、内乱、暴動等 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑪被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中を含む。)に生じた事故 ⑫被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中に生じた事故 ⑬独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき園児・児童・生徒のケガ …など
保険金 (によって) <b>31.4万円~ 785万円</b>	
日額 <b>5,000円</b>	
(回) 院の有無によって) <b>5万・2.5万円</b> (入院中・入院中以外)	
日額 <b>3,000円</b>	
<b>190円</b>	

保険金額(お支払限度額)	お支払いできない主な場合
人 1名 <b>1億円</b> 1事故 <b>2億円</b> (自己負担額 1,000円)	①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、内乱または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④被保険者が損害賠償に関し第三者との約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(保管物を除く) ⑥PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用、管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ⑧自動車・車両の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ⑩保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊に対する損害賠償責任 ⑪借用した保管物を返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損に対する損害賠償責任 …など
物 1事故 <b>500万円</b> (自己負担額 1,000円)	
建物 1事故 <b>10万円</b> 保険期間中 <b>500万円</b> (自己負担額 5,000円)	
<b>10円</b>	

## 制度掛金

**PTA団体傷害保険 190円 × 世帯数**  
**PTA賠償責任保険 10円 × 園児・児童・生徒数**
} = **制度掛金**

※教師会員の制度掛金は不要です。  
 制度掛金は単位PTAにてとりまとめてください。

# 加入手続きについて

## ステップ1

同封の加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、ご返送ください。

## ステップ2

ご申告いただいた世帯数および園児・児童・生徒数(PTA賠償責任保険加入の場合)分の制度掛金を払込みください。  
(振込手数料はご加入者様負担となります。)

## ステップ3

8月頃に学校宛てに各種資料をお送りします。ご確認のうえ大切に保管してください。

2019年6月20日(木)までに全てのお手続きが完了するように余裕をもってお手続きください。

契約者である団体は、加入申込書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

# 事故時の請求手続き

## ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

## ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項を記入・捺印の上ご返送ください。

## ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 加入者証と共に送付する保険金請求書をコピーの上ご利用いただいても結構です。

※2 傷害事故の場合、請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

※傷害保険の請求手続きは事故発生後30日以内、賠償責任保険の請求手続きは事故発生後遅滞なく取扱代理店・扱者までご連絡ください。(手続方法等は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

### ●事故の際の連絡先

#### 株式会社 東京セントラル

TEL:03-3364-1717

(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

### ■団体契約者

#### 東京都小学校PTA協議会互助会

〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10 村松ビル6F

TEL:03-3432-0535

### ■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

#### 株式会社 東京セントラル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア2F

TEL:03-3364-1717

(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

E-mail info@tokyo-central.co.jp

### ■引受保険会社

#### AIG損害保険株式会社 東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階

TEL:03-6894-9110 FAX:03-6894-9922

(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

非幹事会社

損保ジャパン日本興亜(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

各保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の非幹事会社の業務の代理・代行を行います。各社の引受割合につきましては、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。